一　平成二十一年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に国会職員（国公職員の給与等に関する規程第十五条に規定する国会職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は国会職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの国会職員以外の国会職員（以下この項において「減額改定対象国会職員」という。）となった者（同年四月一日に減額改定対象国会職員であった者で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象国会職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち両議院の議長が協議して定める日）において減額改定対象国会職員が受けるべき給料、扶養手当、給料の特別調整額、業務調整手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当（同規程第七条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）の月額の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下この号において「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象国会職員以外の国会職員であった期間その他の両議院の議長が協議して定める期間がある国会職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して両議院の議長が協議して定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表(一)	一級	一号給から五十六号給まで
	二級	一号給から二十四号給まで
	三級	一号給から八号給まで
行政職給料表(二)	一級	一号給から六十八号給まで
	二級	一号給から二十二号給まで
	三級	一号給から四十四号給まで
速記職給料表	一級	一号給から四十四号給まで
	二級	一号給から二十四号給まで
	三級	一号給から八号給まで
議院警察職給料表	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	一号給から三十二号給まで
	三級	一号給から十六号給まで

二　平成二十一年六月一日において減額改定対象国会職員であった者（任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額

2　平成二十一年四月一日から同年十二月一日までの間において一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定める者であった者から引き続き新たに国会職員となった者で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定める者との権衡を考慮して両議院の議長が協議して定める額」とする。

（両院議長協議決定への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第23号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成21年11月30日　　人事院総裁　江利川　毅

1　前書き中「人事院規則９－８－68（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）」の次に「、人事院規則９－８－70（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）等の一部を改正する人事院規則）」を加え、「、人事院規則９－40－34（人事院規則９－40（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当）の一部を改正する人事院規則）」を削り、「人事院規則９－120（平成17年改正法附則第11条の規定による俸給）の次に「、人事院規則９－120－１（人事院規則９－120（平成17年改正法附則第11条の規定による俸給）の一部を改正する人事院規則）」を加える。

第２項中第５号の８を第５号の９とし、第５号の７の次に次の１号を加える。

五の八　人事院規則９－８－70（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）等の一部を改正する人事院規則）附則第４項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

第２項第10号の３を削り、第10号の４を第10号の３とする。

第２項第12号中(3)から(5)までを削り、同号(6)中「第５条」を「第４条」に改め、同号中(6)を(3)とし、同号(7)中「第６条第１項」を「第５条第１項」に改め、同号中(7)を(4)とし、同号(8)中「第７条第２項」を「第６条第２項」に改め、同号中(8)を(5)とし、同号(9)中「第８条」を「第７条」に改め、同号中(9)を(6)とし、同号(10)中「第11条」を「第10条」に改め、同号中(10)を(7)とする。

第19号の次に次の１号を加える。

十九の二　人事院規則９－120－１（人事院規則９－120（平成17年改正法附則第11条の規定による俸給）の一部を改正する人事院規則）附則第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

2　この決定による改正は、平成21年12月１日から効力を発生する。

人事院公示第24号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、人事院規則９－125（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成21年11月30日　　人事院総裁　江利川　毅

1　委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

2　委任する権限及び所掌事務

人事院規則９－125（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）第６条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

3　委任の効力の発生する日

平成21年12月１日

4　平成19年人事院公示第17号は、廃止する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部　四〇八円（本体　三九〇円）　（配送料別）